

米子商工会議所
会頭 坂口 平兵衛 様



鳥取県知事 平井 伸治
(鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部長)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた時短営業への御協力について (要請)

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、様々な御協力をいただいております。感謝申し上げます。

さて、7月中旬頃から、米子市内において、新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大しており、このままの状態が続くと、医療がひっ迫し、必要となる医療提供体制が維持できなくなる可能性が高まっています。

ついては、これ以上の感染拡大を抑えていくため、7月21日(水)から、米子市内の駅前及び繁華街エリアの飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店(許可を取得しているカラオケ店も含む)に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、時短営業を要請します。

要請の内容は下記のとおりであり、御協力いただいた事業者に対しては、協力を支給することとしておりますので、貴団体におかれましては、会員となる事業者等に幅広く周知していただきますよう、御協力よろしく申し上げます。

記

対象事業者	飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店 (許可を取得しているカラオケ店も含む)
対象エリア	米子市駅前及び米子市繁華街(朝日町、尾高町、角盤町1～4丁目、加茂町2丁目(東町境からR9号線まで)、紺屋町、茶町、西倉吉町、東倉吉町、万能町、日野町、東町(市道久米町末広通り線より市役所方面)、明治町、四日市町、弥生町)
要請内容	営業時間の短縮(営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)
期間	令和3年7月21日(水)から8月3日(火)まで(14日間)
協力金	・中小企業等 2.5～7.5万円/日 ・大企業等 一日あたりの売上減少額の40%(上限20万円/日) ※申請方法等詳細は県ホームページ等を参照

担 当 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策総合調整課
(田中、榎田、西尾)

電 話 0857-26-7656

ファクシミリ 0857-26-8143

米子商工会議所
会頭 坂口 平兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治
(鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部長)
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた時短営業への協力要請に係る対象エリアの
訂正について (通知)

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にあたり、様々な御協力を
いただいております、感謝申し上げます。

さて、令和3年7月19日付第202100104463号の文書で要請させていただいた新型コ
ロonavirus感染症拡大防止に向けた時短営業の対象エリアの表記に一部誤りがありました。

つきましては、時短営業を要請する対象エリアに、「末広町 (市道久米町末広通り線より明治町方
面) 及び富士見町2丁目 (角盤町1丁目境から国道181号線まで)、法勝寺町 (紺屋町境から市道
富士見町東町線まで)」を追加・訂正し、要請内容を下表のとおりとさせていただきますので、貴団
体におかれましては、大変恐縮ですが、会員となる事業者等に本訂正を周知していただきますよう、
御協力よろしく申し上げます。

記

対象事業者	飲食業許可を取得している飲食店・喫茶店 (許可を取得しているカラオケ店も含む)
対象エリア	米子市駅前及び米子市繁華街 (朝日町、尾高町、角盤町1～4丁目、加茂町 2丁目 (東町境からR9号線まで)、紺屋町、茶町、西倉吉町、東倉吉町、 万能町、日野町、東町 (市道久米町末広通り線より市役所方面)、明治町、 四日市町、弥生町、 <u>末広町 (市道久米町末広通り線より明治町方面)</u> 、 <u>富士 見町2丁目 (角盤町1丁目境から国道181号線まで)</u> 、 <u>法勝寺町 (紺屋町 境から市道富士見町東町線まで)</u>)
要請内容	営業時間の短縮 (営業は午後8時まで、酒類オーダーは午後7時まで)
期間	令和3年7月21日 (水) から8月3日 (火) まで (14日間)
協力金	・中小企業等 2.5～7.5万円/日 ・大企業等 一日あたりの売上減少額の40% (上限20万円/日) ※申請方法等詳細は県ホームページ等を参照

担 当 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策総合調整課
(田中、榎田、西尾)
電 話 0857-26-7656
ファクシミリ 0857-26-8143

～新型コロナウイルス感染拡大防止へのお願い～

飲食店における営業時間短縮要請について

営業時間短縮要請の概要

対象区域

米子駅前及び米子市繁華街

※詳細は次のURLをご覧ください。<https://www.pref.tottori.lg.jp/298781.htm>

期間

令和3年7月21日(水)～8月3日(火) 14日間

対象店舗

食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している飲食店及び喫茶店(カラオケ店等も含む)
(対象外: 宅配・テイクアウト、宿泊者のみを対象とするホテル・旅館の食堂、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ、ネットカフェ等)

期間中、時短要請へのご協力と感染予防徹底を呼び掛けるための見回り活動を実施します。

営業時間を**5時から20時まで**としていただくようお願いします。(酒類オーダーは**19時**まで)

協力金の支給要件

- 上記対象店舗であること。 ※令和3年7月20日(火)以前から営業していること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮にご協力をいただいていること。
 - ※通常、20時までに営業を終了している店舗は、営業時間短縮要請の対象外となり、協力金の申請はできません。
 - ※通常、20時以降も営業していた店舗が、期間中、営業時間短縮要請を受け、終日休業された場合も対象になります。
 - ※遅くとも、令和3年7月24日(土)までには開始してください。(この場合、協力金の支給は要請にご協力いただいた日数分となります。)
 - ※令和3年7月21日以降の時短営業等を実施していることを示すチラシを利用者にわかるよう、店舗外側等見やすい場所に掲示の上、写真等により記録を残しておいてください。申請の際には、掲示した記録を提出していただきます。(チラシ記載例は裏面を参考にしてください。)
- 鳥取県版飲食店ガイドラインに沿って感染予防・拡大防止対策を講じていること。(県「くらしの安心推進課」ホームページ参照)
- 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等ではないこと。

協力金の支給額

<中小企業等>

1日の売上高(※)	8.3万円以下/日	8.3万円超～25万円/日	25万円超/日
協力金の支給額	2.5万円/日	売上高の3割/日	7.5万円/日

※前年度又は前々年度の売上高

<大企業等> 1日当たりの売上減少額の40% ※中小企業等でもこの計算方法を選択可能です。
(一日あたり上限「20万円」または「売上高×0.3」のいずれか低い額)

協力金の申請について

○申請期間: 令和3年7月28日(水)～9月30日(木)
(郵送、電子申請、ファクシミリで受付)

※詳細は次のURLをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/298781.htm>



問合せ先



鳥取県感染拡大防止協力金コールセンター

[開設時間]8:30～17:15 まで (土日祝も対応します)

TEL:0857-26-8632 FAX:0857-26-8114 メール: shoukoukyouryokukin@pref.tottori.lg.jp

営業時間短縮のお知らせ

鳥取県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

時短営業を実施します。

○実施期間

7月___日(____)から

～8月3日(火)

○時短営業期間中の営業時間

___時___分

～___時___分

(酒類オーダー___時___分まで)

○通常(時短前)の営業時間

___時___分～___時___分

店名_____